

告 示

埼玉県告示第七百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域人材開発協議会

三 代表者の氏名

青野 忠義

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市泉町千八百五十三番地の十五

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、大学・行政・企業・市民などと協力・協働し、大学生・若者・女性・中高年などの就業希望者や創業予定者、及び地域中小企業者・商店街などに対して、人材育成・就業能力の向上とともに、経営診断・経営革新支援、さらに職業・雇用の開発などに関する諸事業を行い、地域に根ざした円滑で豊かな労働市場の発展、地域の経済活性化などに寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、大学・行政・企業・市民・外国団体などと協力・協働し、大学生・若者・女性・中高年・外国人などの就業希望者や創業予定者、及び地域中小企業者・商店街などに対して、人材育成・就業能力の向上とともに、経営診断・経営革新支援、さらに職業・雇用の開発、国際協力、人権擁護・国際平和などに関する諸事業を行い、地域に根ざした円滑で豊かな労働市場の発展、地域の経済活性化などに寄与することを目的とする。